

1 開 会

○熊谷主任主査 ただいまから第63回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会を開会します。本日の進行役を務めます廃棄物特別対策室の熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

初めに委員の皆様のご紹介ですが、本日の御出席は名簿記載のとおりでございます。二戸市長、藤原淳委員の代理として、欠端文男市民生活部長さんが出席しておられますので御紹介します。

○欠端代理（藤原委員） 欠端です。よろしくお願いいたします。

○熊谷主任主査 ありがとうございます。本日は、委員14名中13名の御出席をいただき、会議として成立していることを報告します。

次に事務局職員の紹介ですが、名簿記載のとおりです。

それでは、議事に入らせていただきます。協議会設置要領の規定により、議事進行は委員長が行うこととされていますので、ここからは齋藤委員長にお願いいたします。

2 議 事

（1）報告事項

- 1) 第1回県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング結果について

（2）協議事項

- 1) 土壌汚染対策について
- 2) 跡地整形業務について
- 3) 環境モニタリング結果について
- 4) 平成27年度事業について
- 5) 平成27年度協議会開催日程について
- 6) その他

（3）その他

○齋藤委員長 今年度最後の協議会です。よろしくお願いいたします。

最初に「報告事項1 第1回県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング結果について」です。跡地の対応等として、ワーキングを立ち上げさせていただきました。グループリーダーの橋本副委員長から御説明をお願いいたします。

○橋本委員 それでは、第1回ワーキングの概要について御説明します。

「議事1 グループリーダー等の選任」については、ワーキンググループ構成員の互選により、リーダーとして橋本が、サブリーダーとして森川さんがそれぞれ指名されました。

「議事2 県境不法投棄事案の概要等」については、事案の発覚から今日までの原状回復事業の経緯、地元を中心とした環境活動の状況等について、事務局から説明がありました。ワーキング開催に至るまでの協議会の話し合い、どういう思いを込めてこのワーキングの立ち上げにこぎつけたのか。そして、ワーキングを進めていくに当たって、グループの各メンバーはもちろんなのですが、行政でもこれだけの大きなことに対する取り組みを進めてきたというようなことから、非常に力強い決意のようなものが伝わってきて、事務局からの報告も熱のこもったものとして受けとめました。

「議事3 意見交換」については、いろんな意見が提出されました。基本的な考え方としては、地域の考え方をきちんと取り上げていくこと、いろんな各分野、また子供たちも含めていろんな世代の人たちからも考え方、意見を伺うことが大事であることなどでした。取組としては、そういったことをさまざまな機会に話題にさせていただいて、ワーキンググループの方や所属団体なども参画して地域で盛り上げていくこと。そうした地域の思いを行政にきちんと伝えていって、行政がそれをよく酌み取って対応してほしいことなどでした。

具体的なプランを出すに当たっては、1点目として、先ずいろんな人の意見、いろんな考え方、どういう希望があるのか聞いてみることに。2点目として、1つの考え方だけではなくて、いろんな発想、いろんな考え方、いろんな活用の仕方というのが出てくるわけなので、できればゾーニングのようなことも想定して、いろんなものに取り組む方がいいということ。3点目として、具体的な技術的な問題とか、そういったことが中心になると思うのですが、協議会の場で御報告して、大所高所から御意見を伺うということ。これらを基本的な考え方としたいという意向でした。

取組の中身についても、多くの意見が提出されました。例えば自然の豊かな森林として、ブナ林に将来は持っていくような、そういった「再生の仕方」を最終的な目標にするのがいいのではないかというもの。また、もともと畜産の放牧採草をしてきた場所であることから、旧来の土地利用を踏まえ、産業などによる土地の活用、それによって実際に現場に人が通うのだといったもの。具体的には漆の栽培やブロイラーの生産といった例が示されました。

また、今回の現地での環境の再生、自然の再生、土地の活用とともに、これまでの取り組みについては、今日に至るまで紆余曲折といいますか、全量撤去などの対応方針、廃棄物の探査や土壌浄化などの技術的な問題がいろいろあった訳です。これをきちんと記録していかななくてはいけない、誰がどこにどういう形で、そういったことも話題になりました。

今回は最初の会議として、メンバーの方々がよく知り合い、活発な意見交換ができる下地ができたので、さらに密度の濃い検討を進めていくことを確認して終わりました。

今後の活動については、協議会に報告するタイミングを考慮して、協議会開催日の中間的な時期に開催することとします。次回は5月頃、現地調査を兼ねて、図面等で状況を把握しながら検討を実施する予定です。以上です。事務局で補足していただければと思います。

○工藤課長 廃棄物特別対策室の工藤です。ワーキンググループの各構成員のプロフィール等を御説明します。1番の橋本副委員長は協議会から御推薦いただきました。2番のカシオペア環境研究会副会長の森川さん、6番の金田一川流域の自然を守る会副会長の戸舘さんは本協議会にも参加いただいている環境団体の代表です。4番の浄安森林組合参事の下舘さんについては、現場に近い浄法寺等で森林保全に従事しておられます。5番の二戸市商工会の生内専務理事さんについては、産業やまちづくりに関わっておられます。7番のカシオペア市民情報ネットワークの副理事長の中田さんは、カシオペアFMという情報発信のほか、地域づくり等に取り組んでおられます。3番の二戸市市民生活部の小野寺副部長さんは地元の行政という立場で入っていただきました。以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。協議会でもいろいろ御意見を伺った上で、相応しい方を選んでいただいて、スタートを切ったと思います。協議会とワーキンググループはキャッチボールのようなものです。ワーキングを進めていくのに資するような御意見、御助言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。中澤委員、どうぞ。

○中澤委員 ワーキングの目的等を確認したいのですが。

○工藤課長 ワーキングの目的については、前回9月の協議会で御議論いただき、お手元の議事録の14～23頁に記録しているように、事案の教訓を後世に伝えるために、①経緯、技術的な知見等の記録保存、②跡地の活用等について、あり方を検討しようとするものです。

○中澤委員 跡地利用については、具体的にどのような議論の場、プロセスを経て決定するのでしょうか。手続等が決まっているのであれば、教えてください。

○工藤課長 跡地利用については、どのように再生するか、活用するか、二戸地域にとって、どういったものがあるのか、そのあり方を考えて、整理していただくのがワーキングの仕事だと考えています。一方、産廃特措法に基づく原状回復事業は差押している現場土地などの資産は費用求償の対象とするという原則もございますので、その兼ね合いなども考えていく必要があります。

○齋藤委員長 道筋、手順を明確に決めかねるところがあると理解しています。県が進めている特措法に基づく事業と、我々がずっと当初から言っていたこの不幸な出来事、実は次のまちづくりなり、次の地域づくりといったものに生かしていったら、初めてこの大きなお金

の損失も生きます。「ただ撤去しました、はい、終わり」ではない活用の仕方というものを探さなければならぬ。その一つの契機がこのワーキングと理解しています。ただ、それがどこまで実現可能なのかというようなことは、事業の性質とか、自治体の考え方といったものも影響すると思います。この協議会でも考えていかなければなりません。ワーキングとも意見交換しながら、我々もそれが具体化するにはどうしたらいいか考えなければならぬ。県は県、あるいは市は市でそれを行政的にどこまで実現可能かといったこともやりとりしながら、何か落としどころを探っていくというプロセスになるのかという気がしています。

ですので、ワーキングの提案を協議会が了承して、市と県がそのとおりにやいなさいというシンプルな手順では簡単にいかない要素があると思います。お互いにやりとりして、どこから可能かというところを探るようなステップが並行して進められないといけないのかと理解しています。事務局、いかがですか。

○玉懸室長 現場跡地については、あり方という大きな話から入って、その後に、誰がどういった形で実現するか検討するというような展開が見込まれます。こういったあり方の段階から地域と共に考えていくことが重要と認識しています。

○中澤委員 最終的に跡地利用はどこで決めるのでしょうか。跡地の事業計画案をどういうプロセスで認めて、誰が実施するのか、お聞きします。

○玉懸室長 現時点では、誰が決めるかというところの想定はございません。跡地のあり方を検討し、事業主体等の様々な選択肢を整理して事業内容を具体化していくことにより、誰が決めるかという議論が可能になるものと考えています。

○中澤委員 どこで決めるかということに関心があるのですが。

○玉懸室長 まず、何をしたいかというところが大事だと考えています。それを具体的に形にするためには、事業の中心になる組織、財源など、それに適したものをワーキンググループ等で検討して、協議会に報告しながら方向性を絞っていくということでした。具体的な事業計画については、それぞれ事業主体となる組織が主導して決めるものと考えています。

○齋藤委員長 単純な例を出すと、民間のところをここを事業化して生かすような形の事業を始めたい、ああ、いいねとなると、民間の事業主体というところの自由度が強くなって、そこで決定していくでしょうし、例えば行政的な意味合いで何か残していく、そうすると当然地元の二戸市の考え方とか、あるいはそれに付随して県といったものが主体的に協議して進めていくとか、いろんな形が出てくるのだらうと思います。我々の協議会がどのくらい決定権を持っているか、それは明確にすることもないと思うのですが、一応スタートしていますので、ワーキングの意向を踏まえて協議会として望ましい、そういう方向で進めてみてという形のある程度の判断みたいなものというのは、ここで議論する要素になるのかと思いま

すが、事務局いかがですか。

○玉懸室長 そのように考えています。

○齋藤委員長 不明な点は残るのですが、今のところはそういうぐらいの線で、方向性を模索してみるということかと思います。よろしいでしょうか。

○中澤委員 はい、分かりました。

○齋藤委員長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 「現場は青森県側と続いているものであり、一体として考える必要がある」という御意見が資料にありました。青森側としましてもぜひそのようにしていただきたいと思います。現状環境再生については、青森県側が先んじて行われているとイメージをお持ちかと思いますが、青森県側は一部平地で、ほとんどが斜面です。その斜面では、植樹が平成27年度で大体終わることになっています。平地では、民間企業が事業を検討していましたが、断念した経緯がございます。

青森県がどういうふうに進めてきたのか、皆さん興味お持ちだと思いますので紹介させていただきます。青森県では、プロポーザルとして提案型の募集をしました。5件ほどの応募があり、その中で採用されたのが、①斜面は森に戻すという森林組合の御提案と②平地はバイオマスエネルギーの拠点という企業の御提案で、バイオは途中で断念されました。青森県でも上手に言えない理由ですが、青森県も自分たちは事業主体にならないということを明言していました。それで、自治体としての我々も事業主体になれるかというとなかなかできないということで、やはり民間の方、いわゆる団体の方々に企画提案を出していただいて、現地に相応しいものを選んで協議会で認めて、それにゴーサインを出したという経緯です。実際、大変難しいことだと思っています。青森県側も少し平地はありますが、青森県と二戸側の土地ではその条件が全く違うという性質がございます。同じようにできるか、難しいということはこれまでも何回か説明をしていただいています。これらの基本的な考え方についても、ある程度県でもお示しをいただくことで次のステップが進められるものと思っております。どちらかが先といいますと、幾らかでも回収しなくてはならない県の立場と、そこをどんなふうにしたいのかという企業や地元の考え方がなかなか合わない、アイデアは出てもしっかりとした方向性につながらなくなってしまうのではないかと心配をしているところです。できれば県でも早目に、ある程度の面積なのか、全部の土地なのかわかりませんが、環境再生の考え方としてしっかりとお示しをいただくほうがよろしいと思います。こちらに全部お任せするということではなしに、青森県側とも協議をしていただきたい。私たち田子町と二戸市でもいろいろ協議をしていくということが同時に行われたいといけないと思っています。ワーキンググループや協議会の皆様に御理解をいただきながら、情報を共有して

いければいいと思っています。よろしくお願いいたします。

○齋藤委員長 ありがとうございます。土地の扱いについては、青森県は寄附を受けて県有地となっており、岩手県はそうはなっていない。岩手側が主体的にやるとなると、土地をどういう形でどう扱うかという、政治的な、行政上の課題といったものもあるわけで、その辺はいろんな難しい問題が横たわっていると思います。

ですが、これだけの国費、県費をつぎ込んでやっている事業ですので、できれば行政サイドとして、これだけのものを後に生かすという、そういう形の考え方は取ってほしい。そのためには、ワーキングの場で地域の人たちがどういう形を望んでいるのかという、そういうものが出てこないか、県や市としてもどういう方向を目指していったらいいのか、あるいは施策的にどういうやり方を検討しなければならないとか、次のステップにいかないのではないかという気もいたします。

ワーキングで地元の関係者の方々の思いやアイデアを汲み取っていただいて、どれが実現可能か、これならば県としても努力して何とかやり方を打破していくとか、市も少し無理してもそういう形のものに政策的に進めていくとかという、そういうステップが出てくることを期待しています。政策的な問題では、県で言えば知事がどんな判断をするか、そのためには、こういう願いがある、こういう形だと望ましい、お金も生きるよと、それが地元の声だし、あるいは協議会でもそういう考え方をしているということがあって、初めてそれに沿ったやり方といったものも検討いただけるということもあると思います。

これまで、県はこうだという話はなされていませので、ワーキングで幾つかのアイデア、望ましいものといったものをフリーハンドで描いてもらうというのが大事です。その過程で、青森県とも協議、調整して、全面は無理にしても、例えば共通の地域が何か一緒にできる形があれば、そういうことを目指していく、そんな期待を持っています。青森県の考え方もまた御説明いただいたりして、ワーキングでも検討を進めていただきたいと思います。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今回、あり方を平成27年度に検討して、その構想が完結する時期というのは何年先になるか、見通しはいかがでしょうか。

○工藤課長 ワーキングで、平成27年度中に大きなデザイン、方向性を出していただき、原状回復後につなげる。現場では平成29年度まで原状回復に取り組みますので、その辺を並行して進めていくことになります。

○佐藤委員 現時点では、検討の次の段階、取組の見通しはいかがでしょうか。このプロジェクトがずっと続くのか、いつ終わるのかははっきりわからないということでしょうか。

○工藤課長 こういったものにしたいという提案や意見を出し合って、それに沿って次の

段階に入っていきたいと考えています。その辺の流れについては、協議会やワーキングなどで整理しながら進めていきたいと思っています。

○齋藤委員長 特に何もせんでいいという結論が出れば、その時点でこのプロジェクトは終わりになるのでしょうか。そうではなく、活用しなければという前提で将来につなげる具体策が生まれたときは、平成29年度の原状回復の完了後に向けて検討する期間も、あるいはお金も必要になる。そのときの体制をどうするかということは、これから方向性を見ながら考えるということでしょう。

○玉懸室長 平成27年度中に一定の方向性を出したいと考えています。具体の事業化について御意見を伺うためにワーキングを継続する可能性はあります。あり方について、さまざまな御意見があると思います。現場の状況に合わせてゾーニングという形で複数の事業を展開する例もありますので、そういったところも含めて議論を深めていきたいと考えています。

○齋藤委員長 多分、まだ明快にすばっと切って、こうなりますという段階には至っていない、議論が進まないと見えてこない部分かと思います。よろしいでしょうか。

○佐藤委員 わかりました。

○齋藤委員長 あと何かこのワーキングの進め方とか、こういうことをぜひ検討してほしいというようなアイデアがあれば、御意見をいただきたいと思います。お願いします。

○渋屋委員 取り組み等のイメージはいろいろありますが、なかなか微妙な課題もあると思います。この辺では、ブロイラーなどの畜産や牛の餌にする牧草栽培が盛んです。他にも、野菜や雑穀を栽培していますが、食の安全性というのは大丈夫かという心配があります。もしも、それが危険というのであれば、跡地利用の選択の幅が狭まってくるのかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○工藤課長 跡地の安全安心については、VOC、重金属、1,4-ジオキサン等の汚染物質をきちんと環境基準以下にするということを目標に浄化していますので、平成29年度の原状回復完了後は、農作物を栽培することもできるような状態にします。

○玉懸室長 跡地の利活用に当たっては、現場の安全を確認して原状回復を完了することが大前提です。

○渋屋委員 はい。

○齋藤委員長 大丈夫でないと、浄化が終わったことになりません。これが確保されない時点で、そういう生産的な活動などはあり得ない。生田委員、どうぞ。

○生田委員 私達、これまでごみについて、いろいろ産学官民の協力の元でやってきたわけですが、ごみも全量撤去され、あとは水、土の浄化のみということになっております。そして今、跡地利用のことを考えるワーキンググループができ、本当に良かったと思っています

す。地元のワーキンググループの方々にいろいろ御苦勞かけることになると思うのですが、地元の意見や考え方を拾ってくださるよう、発信等をお願いしたいと思います。ワーキンググループと協議会のキャッチボールも、基本になるのは地元の考え方、住民がどう考えているかということなので、よろしくお願いします。

○齋藤委員長 撤去が順調に行われ、地域の関心が低下したという状況もあると思います。跡地利用の課題には、もう一遍地域の方に自分たちの地域をどうするか、大げさに言うと今後の持続可能な社会についてどういう認識を持つかということを考えていただくということもあると私は思っています。検討のプロセスの中で、青森県のようにいろんな意見を提示してもらい、そういう作業もいいと思います。例えば、市は小学校、中学校等に環境再生のプロジェクトの提案をしてもらいとか、あるいは一般公募でプレゼンしてもらって、コンクールやって盛り上げるとか。二戸でも街中で市民の方々が、この課題どうしようか、私はこうした方がいいとか、わいわいとなるような形ができれば、大きな意義があるわけです。

生田委員がおっしゃるように、協議会にもさまざまな分野の委員がいるので、例えば市としてのプロジェクトの募集みたいなものをするとか、教育委員会から学校に働きかけてそういう提案コンクールをしようとか、いろんなそういうアイデアがあると思います。私もそういう意見を言おうと思っていました。ワーキングで御検討いただいたからといって、ワーキングが主催する必要はないわけで、例えば市、あるいは環境団体でもいいでしょうし、同好会であっても、それぞれにできることで広く市民の意見を伺いたいと思っていました。今回のスタートにより、方向性が大事だという認識は共有化できたと思いますので、委員の方々、ワーキングのリーダー、サブリーダー、よろしくお願いします。

それでは、協議事項に移りたいと思います。「協議事項2 跡地整形業務について」、事務局から説明をお願いします。

○川又主任 廃棄物特別対策室の川又と申します。「協議事項1 土壌汚染対策について」を御説明します。2頁の資料2-1を御覧願います。1,4-ジオキサン対策について、「1 概況」を御説明します。1,4-ジオキサンは有機溶剤の一種で、環境基準の超過が場内の複数地点で確認されたため、平成25年度から浄化対策を実施しています。浄化方法は揚水井戸から汚染地下水を回収する洗出処理処が中心で、全体的に濃度は低下傾向にあります。濃度が高い地区では貯水池を設置して給水を行い、地下水の涵養を図りながら浄化を促進しています。

前回協議会以降の取組について、御説明します。図1を御覧願います。黒い点線で囲んだ部分が高濃度のA地区です。8～10月に高濃度の砂層を撤去するとともに、貯水池を設置しました。揚水により回収した地下水や浸出水は水処理施設で浄化した後、貯水池で再利用又は放流しています。

6頁を御覧願います。「2 地下水調査結果」を御説明します。表1に浄化を開始した平成25年4月以降の濃度の推移を掲載しています。上段が揚水井戸、下段がモニタリング井戸で、1,4-ジオキサン濃度を基準適合、5倍以下、50倍以下、50倍超の4段階に色別していません。定期調査の対象としている43井戸のうち、平成26年12月は採水可能であった40井戸で調査を実施しました。環境基準の超過は17井戸で、最大値はB地区のヨ-2で4.8mg/L、基準値の96倍相当でした。平成25年6月の基準超過が23井戸であったこと、高濃度であったB地区のイー1、D地区のヨ-8が11月以降に濃度が低下しており、低減傾向が確認されました。

3頁を御覧願います。各地区における追加対策の要否を検討するため、地下水濃度の平均値の推移と濃度の傾向を示す直線をお示ししました。縦軸は1,4-ジオキサンの対数濃度、横軸は調査時期です。平成29年度までに原状回復事業を完了する計画に基づき、管理目標として平成29年度の前半までに浄化を達成するという設定です。追加対策の要否については、A地区は高濃度かつ横ばいで推移していることから必要。B地区も低下が遅いことから必要。D地区は最近低下傾向にあるものの、それまで高濃度が継続していたこと、A地区の地下水が流入する可能性があることから必要。4頁を御覧願います。E地区、K地区、F地区及びG地区の4地区は環境基準に適合しており、さらに低下傾向にあることから、現行の対策で対応可能。5頁を御覧願います。H地区は横ばいで環境基準値の付近で推移していることから、現行の対策に加えて休止中の揚水井戸を再稼働することにより対応可能。J地区は低下速度が十分でないことから追加対策が必要。O地区は環境基準に適合していることから、現行の対策で対応可能とそれぞれ判断しています。A地区、B地区、E地区及びJ地区の4地区における対策案の詳細は後ほど御説明します。

続きまして、7頁を御覧願います。「3 洗出処理処の状況」を御説明します。平成25年度から平成27年1月までの1,4-ジオキサンの除去量は、表2のとおり累計で12,900g、月平均で587gでした。図3に1,4-ジオキサンの除去量をグラフでお示ししています。赤が除去量の累計で、概ね順調に増加していました。

「4 水処理施設の運転状況」を御説明します。「(1) 監視体制」については、原水と処理水の1,4-ジオキサンを週1回、揮発性有機化合物(VOC)及び重金属を月1回、環境基準の評価方法により測定しています。「(2) 監視結果」については、1,4-ジオキサンの推移は表3、全項目の計量証明書は10~14頁のとおりで、処理水は環境基準に適合しており、水処理施設は安定に稼働していました。

8頁を御覧願います。「5 今後の対応」を御説明します。本年2月の汚染土壌対策技術検討委員会でいただいた御助言を踏まえて、平成27年度は既存井戸での洗出処理処を継続しつつ、図4のとおり高濃度地区で大きく2つの追加対策を実施しようとするものです。

1点目は、A地区、D地区及びJ地区において、大型の集水井を設置すること。現場内の揚水井戸は直径約10cmですが、地質等の状況によっては複数配置しても十分な揚水量が得られない地区があることから、本体部分の直径3m以上で、横方向の枝管を備えた大型の集水井の設置を計画しています。設置場所はA地区及びD地区に各1か所、J地区に2か所です。

B地区については、A地区の影響が大きいと考えられることから、A地区の追加対策によって一体的に浄化の促進を図ります。

J地区については、小高い丘になっており、地下水が南北、図では上下に分かれて流下していることから、南北1か所ずつ設置します。北側については、モニタリング井戸イー12があった場所で、水銀汚染を除去するために使用した直径9mのライナープレート、金属の円筒が地中に残っており、これを再掘削して利用します。併せて、洗出処理に必要な地下水を涵養するため、貯水池を設置します。

対策の2点目は、先ほど御説明しましたが、環境基準値付近で推移しているH地区において、休止中の揚水井戸を再稼動すること。具体的には、図の右上にあるヨー12、ヨー14及びヨー15を活用して浄化を促進します。

9頁を御覧願います。前回9月の協議会において、A－B地区の境界部で確認された高濃度の砂質土層の掘削除去や貯水池の設置などの施工状況を御覧いただいたところですが、工事に伴って発生した土壌の分析が完了したので報告します。図5のとおり30m四方を単位として、1,4-ジオキサンの溶出試験を実施しました。方角は右側が北で、B地区からA地区を眺めた地図です。①及び②から除去した砂質土層では、地下水の環境基準値に相当する0.05mg/Lを超える0.052mg/L及び0.16mg/Lの汚染が検出されました。③～⑩から除去した貯水池工事の残土では、0.05mg/Lを超える汚染は検出されませんでした。掘削除去した砂質土層等の土壌はL地区のコンクリート床に保管しており、浸出水等は全て回収して水処理施設で処理しています。

続きまして、15頁の資料2－2を御覧願います。VOC対策について、「1 概況」を御説明します。N地区においては、廃溶剤のドラム缶等が投棄され、揮発性有機化合物VOCが検出されたことから、平成19年度から浄化を実施しています。これまでの微生物処理等により、濃度が当初の1/100～1/1000程度となり、現在も低下傾向にあります。

図1はN地区の現況です。揚水井戸により洗出処理を行っています。地区内を10m四方の区画単位で管理しており、区画の位置をアルファベットと数字の組み合わせで示しています。西側から東側に下る緩傾斜地ですが、現在、中央部は浄化対策による掘削のため、窪地になっています。これから御説明するd－5区画、b－8－1区画、b－8－2区画は窪地の底面に位置します。

前回協議会以降の進捗状況を御説明します。西側の2の列、上の写真の道路が走っている部分の補装を撤去して、新たに貯水池を設置しました。下の写真が貯水池で、規模としては、25mプール位の貯水池を縦に3つ並べたような形です。

16頁を御覧願います。「2 地下水調査結果」を御説明します。図2は飽和帯における土壌浄化の進捗状況です。各区画を地下水のVOC濃度により、基準適合、5倍以下、50倍以下、50倍超の4段階に色別しています。浄化開始前の平成21年4～6月は全体が赤く、高濃度の状態でした。近年は汚染が残存する中央部から西側県境部までの詳細調査を半年毎に実施しており、他の月は汚染区画を中心に追跡調査を実施しています。平成26年12月の詳細調査の結果を太枠で囲んでいます。44区画のうち基準超過は11区画で、前回5月の16区画よりも減少しました。キャッピングシートを除去した平成25年度以降、VOC濃度は県境から遠い区画から順次、一時上昇後に低下する傾向にあります。地下水が東側から西側に流れていることから、雨水浸透で涵養された地下水により汚染物質が県境周辺に移動している状況と推定されます。経年変化の詳細を19～24頁にお示ししています。

16頁にお戻り願います。図2では、追加対策の検討が必要な地点として、西側のd-1区画、中央部のb-8区画及びd-5区画を太枠で囲んでいます。

17頁を御覧願います。西側のd-1区画について、表1～4が平成26年10月～平成27年1月の結果で、イ-20というところですが、1月はベンゼンが環境基準の200倍に相当する2.0mg/Lで、これまでで一番高い値でした。この原因としては、先ほど御説明した地下水の移動のほか、2の列の補装撤去、貯水池の設置などの影響があると考えられます。特に高濃度であることから、地下水だけでなく土壌汚染が残っている可能性もあり、ボーリング調査のうえ、追加対策を検討することとしています。

また、中央部のb-8区画については、前回協議会でボーリング結果を御説明しましたが、西側への汚染拡散が認められず、スポット的な高濃度が残存しています。個別の対応が必要な区画として、今月から追加対策を実施する予定です。内容は後ほど御説明します。

d-5区画については、18頁を御覧願います。平成21年から平成26年11月まで基準超過が継続していたため、平成26年12月に土壌調査を実施しました。その結果、表5のとおり標高436～437m層で基準値の8割程度のトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが検出されました。その後の地下水調査で12～1月は基準に適合しており、この状態が継続するか状況を見ながら追加対策の要否を検討します。

続きまして、b-8区画及びb-9区画について、一番下の参考を御覧願います。前回資料の再掲ですが、ボーリング調査の結果、b-9区画の標高438～439m層、地表から7m前後の深さですが、ローム層と凝灰角礫岩強風化岩の境界付近で、テトラクロロエチレン等5

物質の基準超過が確認されたことから、この範囲を対策範囲として考えています。なお、b-8区画では基準超過は認められませんでした。地下水の汚染が検出されていることから、b-9区画と同じ深度の層を対策範囲とする予定です。

「4 今後の対応」を御説明します。b-8区画及びb-9区画については、法面がすぐ近くにあるため、周りを矢板で囲んで、内側から梁で支える土留支保工を行った上で汚染土壌の掘削除去を実施する予定です。掘削深度は汚染範囲1m下までを想定しており、除去削した汚染土壌は場内でフェントン処理により有害物質を酸化分解する予定です。

d-5区画についても、同様の対策を検討していますが、d-1区画の濃度が上昇してきましたので、状況によってはそちらを優先して行うこととします。

19頁～24頁の資料2-3については、トリクロロエチレンの環境基準値が平成26年11月に0.03mg/Lから0.01mg/Lに引き下げられており、21頁に新基準による評価、22頁に旧基準による評価を記載しています。この基準改正に伴い、基準超過になった区画がありますが、濃度レベルが低いため、浄化完了までの期間等に大きな影響はないと考えています。以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。低下した区画もあるし、しぶとい区画も依然としてあるということですが、御質問、御意見をお願いします。高嶋委員、どうぞ。

○高嶋委員 追加対策が新たに提案されましたが、平成27年度の全体スケジュールをお示ししてください。跡地整形業務や協議会日程との関係はどうなっているのか。

○川又主任 N地区の対策については、26頁を御覧願います。3月から平成27年度の前半まで実施する予定です。1,4-ジオキサンの対策については、今回はお示ししていませんが、基本設計を進めており、詳細設計を来年度当初から実施して、夏頃に着工したいと考えています。

○齋藤委員長 よろしいでしょうか。

○高嶋委員 スケジュールは全体を俯瞰できるものがよかった方がよいです。

○齋藤委員長 1,4-ジオキサンの洗出処理では、当初は濃度の高い水が出て、その後は濃度が低下してというパターンが良いのかな。資料では、追加対策の要否を濃度の傾向を示す直線を基に、最終年度の状況を推定していますが、実際はどのような落ち方になるのでしょうか。中澤先生に伺いますが、汚染物質によっては直線ではなく、ある時期に急減して基準適合という形の落ち方は期待できませんか。

○中澤委員 濃度と揚水量の関係ですが、複数の揚水井から揚水した地下水を一つの槽に集めて、その濃度を測定したのですか。

○川又主任 グラフの濃度は揚水量の加重平均ではなく、単純平均です。

○中澤委員 A地区で砂質土層を掘削除去した時期と濃度の関係ですが、汚染地下水の洗

出処理の効果が確認されるまでのタイムラグなどはありますか。

○**工藤課長** 最初に、先ほどのグラフの件ですが、6頁に1,4-ジオキサンの推移の表があります。これを用いて、各地区の井戸の平均値を算出したものです。揚水量との関係では、目標達成に必要な揚水量を確保できない地区に大型集水井を設置しようとするものです。

次に、タイムラグの件ですが、6頁の下の表を御覧願います。B地区のイー1というモニタリング井戸はA-B地区の境界部にあり、A地区からの地下水の流下方向にある井戸なのです。砂質土層を9～10月に掘削除去後、10月までは赤色で0.5mg/L前後で推移して、11～1月に1～2桁ほど低下しており、対策の効果が現れてきたものと考えています。

○**中澤委員** ヨー2についても、同様ですか。

○**工藤課長** ヨー1、ヨー2及びヨー3については、低下傾向に至っていません。要因としては、イー1よりもA地区に近いことなどが推定されますが、いずれも揚水量が大きい井戸なので、ここでB地区への流下を停めて浄化を図りたいと考えています。

○**齋藤委員長** このグラフと1,4-ジオキサンの浄化対策との関係はどうなっているのか。

○**玉懸室長** グラフについては、1,4-ジオキサンの環境基準は濃度で定められており、これと比較するため、地下水濃度の単純平均をお示ししたものです。一方、浄化対策の計画については、地区毎に地下水の賦存量と濃度から必要な揚水量を算出しています。汚染土壌対策技術検討委員会では、颯田委員、中澤委員、築田委員及び藤田次長さんにも出席いただいて、これらを検討していただいたうえで、本日の資料に概要をお示ししています。

○**齋藤委員長** シンプルに、例えば4頁のところ言えば、それぞれ単純に計算した濃度として大きく落ちて低くなっているから、これは効果があるという、その程度の見方で判断すればいいのか。G地区のように、基準超過が継続していたが、最近ばたばたと下がったなんていうのは、これは非常に効果が出てきたという見方をして期待していいのかな。3頁のD地区なども、最近の2か月で急激に低下しており、このまま落ちついてくれば、直線で当てはめたるか先ではなくて、早い時期に目標達成という期待を持ってはだめなのかな。

○**玉懸室長** 実際の濃度が基準適合で一定期間継続していれば、浄化完了と判断します。回帰直線は過去の傾向を統計処理したもので、将来推計のための参考指標です。

○**齋藤委員長** 中澤委員、いかがですか。

○**中澤委員** 洗出処理の効果を評価する手段として、トレーサー試験という方法があります。この現場において、岩手県の地下水が青森県側にどれぐらい流れているかという調査を青森県が実施した例があります。トレーサー試験で確認して、地下に十分浸透していない、違うところに流れているということがわかれば、適切な位置に貯水池を設置するという検討ができると思います。

○齋藤委員長 本県では、集水管の横ボーリングはやったことがないですね。初めての試みですか。

○工藤課長 これまでは鉛直方向だけです。直径も100mm程度の小さい井戸でした。

○齋藤委員長 技術的に効果が認められた実例はありますか。広範囲の集水が期待されますが、施工例があれば教えてください。

○工藤課長 大型集水井と枝管の事例については、産廃特措法の支障除去事業をやっていた福岡県宮若市、三重県鈴鹿市の事例があり、参考にしました。

○齋藤委員長 横方向のボーリングの規模は、どの程度ですか。

○工藤課長 20m程度を見込んでいます。地質や集水能力などを確認しながら、詳細設計で詰めていきます。なお、横ボーリングの集水管については、地滑り対策として施工する例があり、これは広く普及しています。

○齋藤委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。築田委員、どうぞ。

○築田委員 3頁を見ると、A地区とB地区は従来の洗出処理では、恐らく平成29年4月までにはこれは落ちないだろうと、誰が見ても思うグラフになっています。新たに大型集水井や横方向の集水管を設置するということなのですが、3年目は跡地整形して撤去作業に入ると思うので、残り2年で環境基準を達成できるのか、見通しはいかがですか。

○工藤課長 A地区及びB地区については、他地区と違った事情がございました。県境の延長遮水壁が完成したのが昨年7月で、それまでA地区はキャッピングシートで覆われており、雨水等による洗出処理は他地区よりも1～2年遅く始まりました。そのため、境界部の砂質土層を掘削除去するなどの重点的な対策を講じており、今回の追加対策を含めて浄化を加速させ、平成28年度末、遅くとも平成29年度当初には環境基準に適合させる所存です。

○築田委員 1,4-ジオキサンに汚染された層を特定するための調査はどのように実施するのでしょうか。

○工藤課長 A地区については、過去のボーリング調査により地層の状況は把握しています。掘削除去した砂質土層から西側に伸びている砂層が上下2段あり、ここを中心に詳細な状況を確認しながら設計を進めます。県境遮水壁を施工した際のデータなども参考にします。

○築田委員 集水管を布設する詳細設計はこれからですね。3m級の集水井等からの揚水量に見合う給水の確保は十分でしょうか。揚水に含まれる1,4-ジオキサンは把握していますか。

○工藤課長 いわゆる洗出処理については、2頁の資料で図1の左上に丸で囲んでいます。貯水池を設置して洗出処理の強化を図ったところで、井戸の設置はこれからです。本日、手元にそういったデータは持ち合わせていませんが、今回の対策については、水処理施設の能

力で対応可能な範囲であることを確認しています。

○**築田委員** 濃度が高い土壌や地下水については、2年間はタイトな目標ですね。これまでの対策ではなかなか落ちないという気がしていましたが、大型集水井で達成できるどうか、十分な対策をお願いしたいと思います。

○**齋藤委員長** この横ボーリングが機能を発揮できるのはいつ頃ですか。

○**工藤課長** 来年度前半に施工して、夏以降には稼働させる予定です。

○**齋藤委員長** 半年後には供用開始して洗出処理が始まるのですね。

○**工藤課長** はい。

○**齋藤委員長** 築田委員がおっしゃるように、この対策で短期間にけりがつけばよいのですが、それなりの時間がかかるとすると、後年度に厳しくなるという不安があります。

○**工藤課長** 1,4-ジオキサン対策は平成25年度に開始しました。原状回復の実施計画の延長事由の一つが1,4-ジオキサン対策で、計画変更の際に各地区の地下水の賦存量や1,4-ジオキサンの総量を推定しています。追加対策が必要とされたA地区及びJ地区においては、従来の15～20倍の揚水量を確保することとしており、今夏からスタートして1年半くらいで浄化できる見込みです。

○**齋藤委員長** という見通しは一応お持ちで、この計画がスタートしているのですね。

○**工藤課長** はい。

○**齋藤委員長** 築田委員からは、時間的制約という不安材料の御指摘がありました。できるだけ前倒しで、いい結果が出るように前進をさせてほしいと思います。中澤委員、どうぞ。

○**中澤委員** B地区は汚染源を掘削除去しており、低下傾向ですが、濃度的にはA地区よりも高い。現在、予定している対策は貯水池の整備だけですが、先ほど築田委員が話されたように、時間的に限りがありますので、集中的に何らかの対応をした方がいいと感じています。横方向の集水管は実証例もあるとのことなので、導入の検討をお願いします。

○**齋藤委員長** 土壌専門委員会では、その辺の検討はなかったのでしょうか。築田委員、いかがですか。

○**築田委員** 検討はされました。汚染土壌の除去が進まないようであれば、更なる対策としてという話になったのです。

○**工藤課長** 時機を逸しないよう対応して参ります。

○**齋藤委員長** 今回はこの計画でいくとして、先のことも勘案していただきたいと思います。藤田次長さん、どうぞ。

○**藤田次長** 先ほど事務局から御紹介があった産廃特措法の事案の名称で間違いがありましたので、修正させてください。産廃特措法の横ボーリングの効果を検証されたという福岡

県宮若市の事案と三重県鈴鹿市と言われたと思うのですが、三重県は桑名市の事案です。

横ボーリングの効果については、福岡県宮若市の事案は施工の工期が遅れたのですが、横ボーリングの効果は功を奏しまして、揚水量が上がって浄化が期間内に終わったという事例で成功例です。三重県桑名市の事案は、なかなか思うようにいかなかったというものでした。横ボーリングをやられた上で効果を見ながら随時対策を検討するということしかないというところでは、以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。次に移らせていただきます。「協議事項2 跡地整形業務について」、事務局から説明をお願いします。

○川村主任 工事担当の川村です。よろしくお願いします。「協議事項2 跡地整形業務について」を御説明します。25頁の資料3-1、資料3-2を御覧願います。「1 跡地整形業務の実施工程変更」について御説明します。岩手県側地下水を県境部から東側に自然流出させるための跡地整形業務、平成26～29年度について、今年度は南調整池側の地中横断管を設置することにしておりましたが、先ほど川又が御説明したN地区の土壤汚染対策を進めるため、地中横断管のルート上にある①道路舗装の撤去、②VOC汚染土壤が確認されたb-8区画及びb-9区画の土壤掘削を先行して実施しています。26頁を御覧願います。左下にあるN地区の赤い囲みの部分の①道路舗装撤去、②N地区掘削除去を先行して実施しています。なお、前回協議会で御説明した左上の黒い囲みの集水坑、同じく右下の地中横断管の設置については、現在、設計等の検討を進めているところです。

25頁にお戻り願います。次に、「2 集水坑、地中横断管の検討状況」について御説明します。前回の協議会で御報告した集水坑の本数、配置計画、深さ等については、引き続き検討中であり、地中横断管の深さ、勾配等を含めた詳細設計が整い次第、来年度から着手する予定です。「(1) 集水坑の工法検討、(2) 配置計画の必要性」については、前回の協議会で御報告したとおりですが、昨年12月にボーリング調査をした結果、地下水位が高いことがわかったことから、安全に施工するための施工方法、効率的な集水を行うための配置計画等について検討を進めています。「(3) 地中横断管勾配検討」については、集水坑の本数、配置、深さを決定した上で効率的な地中横断管の深さ、勾配を決定し、南調整池への自然流出方法を検討します。なお、上記変更に伴い跡地整形等施工スケジュールが一部変更になりますが、全体の期間、平成26～29年の全体工期4年間に関して変更はありません。

スケジュールについては、先ほどの26頁の右上を御覧ください。1行目の土壤汚染対策については、①道路舗装撤去は先ほどの御説明のとおり完了しました。②掘削除去は3月から施工を開始し、平成27年度上半期で終了させる予定です。2行目の地中横断管、3行目の集水坑については、平成27年度上半期にかけて検討を行い、平成27年度下半期～28年度にかけ

て施工する予定です。4行目の地形整形、施設撤去は平成28～29年度にかけて、5行目の建屋等撤去は汚染土壌対策の終了後の平成29年度に行う予定です。以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。N地区の影響で、時期が前後するということですが、御質問、御意見をお願いします。N地区の汚染対策が必要ですので、これを優先してやるということについて異論はないかと思えます。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○齋藤委員長 ありがとうございます。それでは、「協議事項3 環境モニタリング結果について」の説明をお願いします。

○水本技師 二戸保健福祉環境センターの水本と申します。「協議事項3 環境モニタリング結果」を御説明します。平成26年度分の総括です。27頁の資料4を御覧願います。水質モニタリング結果の「1 調査時期」、「2 調査地点」、「3 調査項目」は計画のとおりでした。概況は「4 調査結果総括」のとおりで、全体的に濃度が低下し、環境基準に適合している地点が増加しています。

各調査項目を御説明します。28頁を御覧願います。「(1) 1,4-ジオキサンの検出状況の検出状況」です。場内の地下水は基準超過の地点が残っているものの、濃度は低下傾向でした。周辺表流水は全て環境基準に適合していました。放流を停止している北調整池は4月と9月に基準超過しましたが、11月以降は適合していました。29頁を御覧願います。平成25～26年度における1,4-ジオキサン濃度の経時変化のグラフを地点毎にお示ししています。

30頁を御覧願います。「(2) 重金属類の検出状況」です。場内の地下水は平成25年度に比較して基準超過が減少しました。基準超過は場内中央部のイー6で砒素が1回、東側周辺部でカドミウムが1回、総水銀が4回でした。周辺表流水は全て環境基準に適合していました。全量回収している南調整池浸出水は総水銀が8月と10月に基準超過しましたが、12月は適合していました。

31頁を御覧願います。「(3) VOCの検出状況」です。場内の地下水はN地区を中心に基準超過の地点が残っていました。基準超過は西側県境部のイー20、イー21で複数項目が継続、場内中央部でベンゼンが1回、塩化ビニルモノマーが1回、東側周辺部でテトラクロロエチレンが1回でした。周辺表流水は全て環境基準に適合していました。

32頁を御覧願います。「(4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の検出状況」です。基準超過は場内の地下水が5地点、周辺表流水が1地点等でした。

33頁を御覧願います。「(5) その他項目の検出状況」です。基準超過は西側県境部のイー6でふっ素が8月、ダイオキシン類が5月と8月、場内中央部のイー1でふっ素が5月と11月でした。周辺表流水は全て環境基準に適合していました。

34頁の底質モニタリング結果は前回協議会資料の再掲で、新たなデータはございません。

続いて、35～39頁に「平成27年度モニタリング計画（案）」をお示ししていますが、特段の状況の変化がないことから、平成26年度と同様の内容を予定しています。以上で説明を終わります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。1年間の総括ですが、N地区など汚染が残っており、全て基準適合というところには至っていないということだと思います。御質問、御意見をお願いします。廃棄物を全量撤去して、浄化が進んだ地点では環境基準に適合してきており、今年度の総括で良い、悪いということ言っても仕方ないところもあると思いますが、御助言等ありましたらお願いしたいと思います。いかがですか。

「なし」の声

○齋藤委員長 それでは、「協議事項4 平成27年度事業について」の説明をお願いします。

○工藤課長 「協議事項4 平成27年度事業について」を御説明します。40頁を御覧願います。産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の実施期間である平成29年度までに原状回復事業が完了するよう、来年度は次の対策を重点的に実施します。先ほど、土壤汚染対策でお話ししたことと重複いたしますが、取りまとめて御説明します。

「1 1,4-ジオキサン対策」について御説明します。これまで実施してきた地下水揚水及び汚染水処理については、全体的な濃度の低下傾向が確認されていることから、今後も継続します。加えて、高濃度のA地区、B地区、D地区及びJ地区において、積極的な洗出処理を行うため、新に大型集水井、横方向の集水管、貯水池等を整備して、浄化促進を図ります。これらの追加対策については、4～7月に施工して夏場以降の運用開始を目指しています。

「2 N地区の土壤汚染対策」について御説明します。こちらも同様に洗出処理を実施しており、その効果が確認されていることから、継続いたします。加えて、汚染が残っている中央部のb-8区画及びb-9区画で汚染土壤の掘削除去を実施します。また、西側のd-1区画でボーリング調査を実施して、揚水井の設置や汚染土壤の掘削除去などの追加対策を講じることとします。

「3 跡地整形業務」について御説明します。現在詳細設計を進めており、来年度下半期から集水坑や地中横断管の設置工事を実施します。以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。「協議事項1 土壤汚染対策について」で御意見をたくさんいただきました。それを受けて、平成27年度こういう対策をするというポイントをまとめていただいたわけですが、御意見等はありませんか。

1,4-ジオキサンにしても、VOCにしても、残っているところがあり、平成27年度が対策

の正念場という気がします。多少の荒療治も必要かという話で、例えばN地区でいうと、掘削除去などの決断もしなければならぬ時期になっていくかと思います。そういうことも臨機応変にしなければいけないと思います。1,4-ジオキサンについても、できるだけ流動をよくして洗出処理の強化に力を入れるというところに尽きるかという気がします。御意見いかがでしょう。橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 A地区については、洗出処理がうまくいけば、跡地整形業務の集水坑や地中横断管を北側に延長するのでしょうか。A地区も東側に自然放流するというようなことなのでしょうか。

○工藤課長 地中横断管については、26頁で御説明したように設計中ですが、大体のイメージとしては集水坑のスタートはA地区の下方に位置するD地区からのスタートを考えています。A地区は小高い丘で地下水はそんなに多くないと見込んでおり、D地区でまとめて集水することを検討しています。

○橋本委員 B地区を経て調整池に行くような水のルートは考えていますか。

○工藤課長 はい。A地区からB地区への流れについては、斜面の形状から北調整池に至るものと考えています。

○橋本委員 わかりました。

○齋藤委員長 よろしいですか。高嶋委員、どうぞ。

○高嶋委員 いろいろな対策が今年の前半に行われて、大体6月から、あるいは7月から効果をもち始めるということで、9月の第65回協議会の前後にその効果が確認できると期待してよろしいでしょうか。もし、その前段階で対策が不十分ということになった場合には、9月の前に何らかの追加対策等も検討する、そんなことになりそうでしょうか。

○工藤課長 御説明した追加対策については、4月以降施工予定で完了が8～9月になるので、第65回頃には工事の完了を報告して、効果についてはこれからという状況です。追加対策と並行して、環境モニタリングや揚水処理を継続しますので、その効果は第64回及び第65回で御報告できます。

○高嶋委員 ありがとうございます。

○齋藤委員長 高嶋先生の御心配は、予定されている9月に何か進みそうだが、そのあたりでまだどうもということがあると、来年3月の第66回まで放っておいていいのかと、何か協議しなくてもいいのだろうかというお尋ねにも聞こえたのですが。

○高嶋委員 はい。実はそうだったのですが、結局8月スタートで9月には完了という話が最速であるならば、今議論してもしょうがないかと思いました。仕方のないことだと思いました。

○齋藤委員長 次の日程の話のところに関連してしまっただけですが、来年3月の委員会では次の手といったものはもうほとんど固められて計画されていなければならないという時点ですので、それまで空白でいいのか。事務局、どうですか。9月は一応例年どおり現場視察等、夏場までに行われたことの成果についての意見交換の場だと思うのですが、大事なポイントのところは7～8月までかかって、効果がすぐには見えないというのであれば、第65回の開催時期としてはいかがでしょうか。

○工藤課長 御指摘を踏まえ、対策の効果の報告については、協議会の追加開催又は文書報告など、状況に応じて御相談しながら進めたいと思います。臨機応変に対応します。

○齋藤委員長 という配慮はするということで、高嶋先生の御心配のところには対応させていただきたいと思います。事業についてはよろしいでしょうか。繰り返しますが、正念場ですね。洗出処理が不十分なら土木工事ということも検討しなければならないと考えます。

それでは、「協議事項5 平成27年度の協議会開催日程について」を改めてお願いします。

○工藤課長 「協議事項5 平成27年度の協議会開催日程について」を御説明します。41頁を御覧願います。次回の第64回を6月13日。第65回を9月26日、このときは現地視察も兼ねて。そして、第66回を3月12日ということで考えていましたが、下部の提案の2行目に記載しているとおり、状況に応じて開催日の変更や追加を考えていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○齋藤委員長 ありがとうございます。状況次第で追加あるいは変更ということで、とりあえずこの3回、委員の先生方、日程を確保してくださるようお願いいたします。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○齋藤委員長 ありがとうございます。それでは、「協議事項6 その他について」、事務局いかがですか。

○工藤課長 委員の任期についてのお願いでございます。皆様の任期が3月31日で満了しますが、全委員に留任いただきたいと考えていますので、引き続きお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。更新の手続については、追って御連絡を差し上げますので、よろしくお願いたします。以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。この事案に関わって15年近くも経ってしまいました。よくぞここまでという気もいたします。私事ですが、3月31日を前に70歳に到達しました。放送大学は70歳定年ですので、所長は解任をいたします。区切りがいいかという気もしたのですが、今さら逃亡するのかわというお叱りも蒙りまして、けじめはつけなければならないと思いますので、委員の方々、ここまで来ましたので、ぜひ最後までになるのかどうか、

とりあえず根気よくお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、後任の所長については、センターの客員教授をお願いしてきた橋本副委員長さんです。岩手大学を定年で退職され、タイミングよく担当されることになりました。事務局との打ち合わせの会議で放送大学の会議室が自由に利用できるという、そういうメリットが継続することになりました。よろしくお願ひしたいと思います。ということをお報告させていただきます。それでは、これでマイクはお返しします。ありがとうございました。

3 開 会

○熊谷主任主査 齋藤委員長におかれましては、長時間にわたり議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆様、御来場いただいた皆様、お疲れさまでした。以上をもちまして第63回原状回復対策協議会を閉会します。